

日立市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日立市総合計画後期基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く市民各界各層の意見を聴き、計画に反映させるため、日立市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に関し必要な審議及び検討を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から答申を市長に提出した日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する順位によりその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員会の委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から適用する。

日立市総合計画後期基本計画策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体等	備考
1	学識経験者	いけうち こうさく 池内 耕作	茨城キリスト教大学 副学長	
2	〃	いさご きよし 砂金 祐年	常磐大学 コミュニティ振興学部地域政策学科 准教授	
3	〃	いまだ としゆき 石田 智行	国立大学法人茨城大学 工学部情報工学科 講師	
4	各種団体等 (福祉・医療)	ほしの ひさお 星野 寿男	一般社団法人 茨城県日立市医師会 会長	
5	〃	ぬかが よしひで 額賀 儀秀	日立市高齢者政策推進会議 サービス調整部会 副部会長	
6	〃	やまぐち ふみこ 山口 文子	茨城県日立保健所 地域保健推進室 室長	
7	各種団体等 (教育・文化)	おの よしき 小野 芳樹	日立市私立幼稚園連合会 副会長	
8	〃	おおとも まさのり 大友 正徳	日立市学校長会 会長	
9	〃	かねこ ひでお 金子 日出夫	日立市文化協会 会長	
10	各種団体等 (産業)	ながい としこ 永井 敏子	一般社団法人 日立市観光物産協会 理事	
11	〃	こみね やすのぶ 小峰 保信	日立商工会議所 工業部会 副部会長	
12	〃	たけだ たいし 武田 太志	日立商工会議所 商業部会 副部会長	
13	〃	おおこし みのも 大越 實	常陸農業協同組合 副組合長	
14	〃	きむら いさお 木村 勲	日立市水産振興協議会 会長	
15	各種団体等 (都市基盤)	なかの とくじゅ 仲野 徳寿	日立電鉄交通サービス株式会社 交通事業部長	
16	各種団体等 (生活環境)	おおうち まさのり 大内 正典	環境を創る日立市民会議 副議長	
17	〃	やまべ こ 山邊 やえ子	日立地区交通安全母の会連合会 会計	
18	各種団体等 (協働)	しが かつひろ 志賀 勝弘	日立市コミュニティ推進協議会 会長	
19	〃	いわせ れいこ 岩瀬 玲子	男女共同参画社会ひたちを実現する会＝イコールズ＝ 代表	
20	〃	いまいずみりょう 今泉 良	株式会社日立製作所 電力ビジネスユニット日立事業所 電力生産統括本部 総務部長	
21	〃	みた ともひさ 三田 朋尚	J X金属株式会社 日立事業所 総務部長	
22	〃	なら つとむ 奈良 勉	日立市勤労者協議会 副会長	
23	〃	みやもと まさき 宮本 昌樹	一般社団法人 日立青年会議所 副理事長	
24	市民公募	やまもと みほ 山本 美穂	ベストパートナー介護株式会社 代表取締役	
25	〃	ましこ さやか 増子 沙也香	国立大学法人茨城大学 大学院理工学研究科 都市システム 工学専攻 (学生)	
26	〃	わだ こうすけ 和田 航輔	茨城キリスト教大学 文学部現代英語学科 (学生)	

日立市総合計画後期基本計画策定委員会傍聴基準

1 趣旨

この基準は、日立市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴席の区分

傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

3 傍聴者の定員

会議の傍聴者の数は、一般傍聴者席の数はおおむね10人程度とし、報道関係者席の制限は設けない。ただし、会場の都合等により、会議の議長（以下「議長」という。）は、当該定員の数を増減することができる。

4 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、先着順により、一般傍聴者にあつては自己の住所、氏名及び年齢を一般傍聴者受付簿（様式第1号）に記入し、報道関係者にあつては会社名、会社の所在地及び氏名を、報道関係傍聴者受付簿（様式第2号）に記入しなければならない。

5 傍聴の制限

(1) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

ア 銃器など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を持っている者

イ 貼り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼり旗の類を持っている者

ウ はちまき、腕章（報道関係者が報道関係者である旨を表示する腕章をしている場合を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は持っている者

エ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

オ 酒気を帯びていると認められる者

カ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑をおよぼすおそれがあると認められる者

(2) 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴者の守るべき事項

(1) 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

(2) 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ア 会議での発言に対して拍手その他の方法により賛否の意思を表明しないこと
 - イ 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
 - ウ 貼り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと
 - オ みだりに席を離れないこと
 - カ 携帯電話の受信音を発し、又は使用しないこと
 - キ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) 傍聴者は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。
- (4) 傍聴者は、議長及び係員の指示に従わなければならない。

7 傍聴者への配布資料等

傍聴者へは、会議次第その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

8 会議の非公開

議長は、特定の個人や団体等に不利益を及ぼすおそれがあると判断した場合は、会議を非公開とすることができる。

9 傍聴者の退場

傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされた場合には、速やかに退場しなければならない。

10 違反に対する措置

傍聴者がこの基準に違反するときは、議長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

11 会議の周知

会議の開催日程等は、日立市のホームページ等で周知するものとする。

12 委任

この基準に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から適用する。

日立市総合計画後期基本計画策定委員会（第 回）

（開催日：平成 年 月 日）

一般傍聴者受付簿

No.	住 所	ふりがな 氏名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

日立市総合計画後期基本計画策定委員会（第 回）

（開催日：平成 年 月 日）

報道関係傍聴者受付簿

No.	団体の名称	団体の所在地	ふりがな 氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			